



No.290消費者団体訴訟制度が施行されます。

マンションなどの賃貸については主流だった原状回復特約、地裁判決がある貸契約で、敷金の一部回復特約（床の張り替り、弁護団は「たとえを解約時に強制的に差え費用を敷金から差し事前に説明を受けて契約し引く「敷引特約」に合引くなどの特約）が高約しても、消費者契約理性はなく、無効です。裁や最高裁で否定され法により無効になる。

！。京都
敷金・保
証金弁護
団は、近

敷引特約は無効です

きょう無料電話相談

の
京弁護団

一、二年こ
とに支払う
更新料も合
理性がある

年増加している敷引特約や更新料特約について、の無料電話相談を、十三日午前十時から午後四時まで実施する。弁護団によると、かついしても無効と判断し5196。

たため、ここ数年、京か疑問だ」として、滋地区では賃貸契約書幅広相談を呼び掛けている。弁護士や司法書士が応じる。専用電話075(212)

<消費者団体訴訟制度とは？>

消費者全体の利益を守るために、消費者団体に訴訟を起こす権利を認める制度です。
(個人では難しい訴訟に、消費者団体が取り組めるようになる制度です。)

下記ページで消費者団体訴訟制度を詳しく説明されています。

内閣府消費者の窓ホームページ⇒<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/index.html>

<無料電話相談を実施した京都の弁護団の動き>

新聞記事で、特に注目する点は「1、2年ごとに支払う更新料(再契約料)も合理性があるかは疑問だ」として、幅広い相談を呼びかけている点です。

2007年6月に施行される消費者団体訴訟制度をにらんだ京都の弁護団の無料電話相談の実施と考えられます。

<消費者団体訴訟制度が施行されると>

更新料(再契約料)は、消費者の利益を害する条項にあてまる可能性が高いと思われます。つまり、入居者の相談を受け、消費者団体(第三者)が家主を訴えることが可能になります。

更新料(再契約料)は、他の地方ではほとんど存在せず、京都独特の慣習です。
新築の賃貸マンションでも、礼金、更新料(再契約料)がない物件が増えています。

2007年6月に消費者団体訴訟制度が施行されると、更新料(再契約料)、礼金を入居者からいただくことが難しくなるかもしれません。

	賃貸経営・家主様のための無料相談 明るい家主 075-467-0800
---	---